

○由布市青少年問題協議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 121 号

(設置)

第 1 条 市内における青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関し必要な事項を調査審議し、その施策の適切な実施のために必要な連絡を図るため、由布市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策に関する事項
- (2) 青少年の指導、保護及び矯正に関し、関係機関及び団体の協力を必要とする事項
- (3) 青少年の指導、保護及び矯正に関する各種資料の整備に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げる事項を適切に実施するための必要な対策の樹立に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、市長が会長となり委員若干人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市長の事務部局の関係職員
- (4) 由布市教育委員会の事務局の職員
- (5) 公民館の職員
- (6) 地方警察官
- (7) 少年補導員会長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 5 条 会長は、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員の互選により選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 5 会長及び副会長に共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び識見を有する者のうちから会長が任命し、又は委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(少年補導員の設置)

第8条 協議会に、青少年の健全育成を積極的に推進するため、由布市少年補導員(以下「補導員」という。)を置く。この場合において、補導員は挾間町少年補導員会、庄内町少年補導員会又は湯布院町少年補導員会に属し、由布市少年補導員連絡協議会を組織する。

- 2 補導員の定数は、45人以内とする。この場合においては、挾間町15人以内、庄内町15人以内及び湯布院町15人以内とする。

(補導員の委嘱)

第9条 補導員は、市長が次に掲げる者のうちから委嘱するものとする。

- (1) 青少年の健全育成に熱意を有する者
- (2) 青少年の防犯関係に熱意を有する者
- (3) 警察関係機関が推薦する者
- (4) その他市長が適任と認める者

(補導員の身分及び任期)

第10条 補導員は、非常勤の嘱託とし、任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補導員が欠けた場合、新たに委嘱した補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補導員の職務)

第11条 補導員の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年問題に関する青少年との話し相手
- (2) 青少年の不良化防止のため市内巡回補導
- (3) 不良青少年がある場合の家庭訪問指導
- (4) その他青少年の健全育成に関し必要と認める事項

(補導員の解職)

第 12 条 市長は、補導員が次の各号のいずれかに該当したときは、解職することができる。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 辞任の申出があったとき。
- (3) その他適格性を欠くに至ったとき。

(補導員証の交付)

第 13 条 市長は、補導員を委嘱したときは、その身分を証明する身分証明証(別記様式)を交付するものとする。

(庶務)

第 14 条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。